

事例番号:370235

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 36 週 2 日 - 胎動減少を認める

胎児心拍数陣痛図で波形異常を認めない

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 5 日

10:55- 検査のため搬送元分娩機関受診、胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 160 拍/分台の頻脈、基線細変動中等度から減少、一過性頻脈消失を認める

14:00 胎動減少のため搬送元分娩機関入院

4) 分娩経過

妊娠 36 週 5 日

17:03 胎児発育不全と胎児機能不全疑いで母体搬送され当該分娩機関入院

妊娠 36 週 6 日

12:00 胎児機能不全のため帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 脘帶真結節、過捻転を認める

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 6 日

(2) 出生時体重:1800g 台

(3) 脘帶動脈血ガス分析:pH 7.33、BE -0.6mmol/L

(4) アフ[°]ガ[°]ースコア：生後 1 分 2 点、生後 5 分 4 点

(5) 新生児蘇生：人工呼吸（バッグ・マスク）

(6) 診断等：

出生当日 新生児仮死

(7) 頭部画像所見：

生後 11 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 1 名

看護スタッフ：助産師 1 名、看護師 2 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 3 名、小児科医 2 名

看護スタッフ：助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因是、妊娠 36 週 2 日の受診後から妊娠 36 週 5 日の受診までの間に生じた一過性の胎児の脳の低酸素・虚血によって中枢神経系障害をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 一過性の胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価（2020 年 4 月改定の表現を使用）

1) 妊娠経過

搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 36 週 5 日、搬送元分娩機関において胎動減少のため受診した際の対応（分娩監視装置装着、超音波断層法実施）は一般的である。
- (2) 受診時の胎児心拍数陣痛図の判読（胎児機能不全）と対応（超音波断層法実施、胎動減少のため入院管理）、および胎児発育不全と胎児機能不全疑いと判断し、母体搬送としたことは、いずれも一般的である。
- (3) 当該分娩機関における母体搬送受け入れ後の対応（超音波断層法実施、分娩監視装置装着）は一般的であるが、経過観察としたことは選択肢のひとつである。
- (4) 妊娠 36 週 6 日、胎児機能不全のため、帝王切開を実施したことは一般的である。
- (5) 脘帶動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生（バッグ・マスクによる人工呼吸）は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

- 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項
 - (1) 搬送元分娩機関
なし。
 - (2) 当該分娩機関
なし。
- 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項
 - (1) 搬送元分娩機関
なし。
 - (2) 当該分娩機関
なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児期に中枢神経系障害を発症した事例について集積し、原因や発症機序について、研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

胎児期の中枢神経系障害発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体の支援が望まれる。